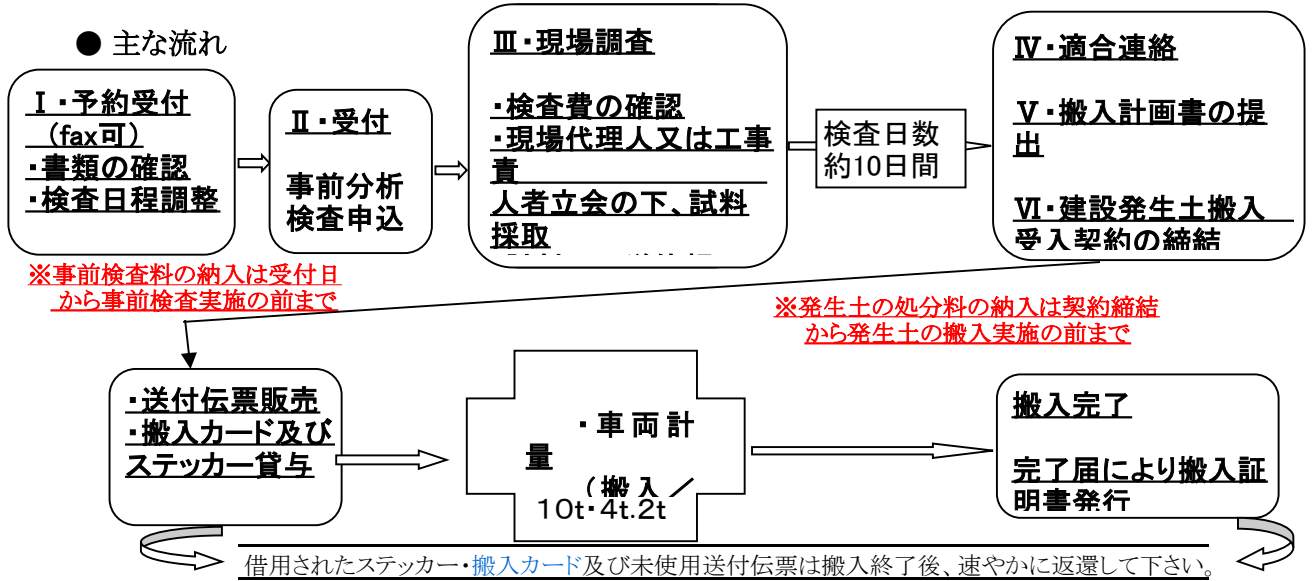


建設発生土申込みのご案内

申請者(請負業者及び下請工事施工業者とする。ただし発生土運搬業者は除く)は、下記①～③の書類を揃え、申込みして下さい。

- ① 工事名と発注者・請負者が確認できる書類又は下請業者の場合は、請負者から下請を認める下請承認書等、下請けが証明できる書類(必要に応じ当公社から確認します。)
- ② 残土量が確認できる工事設計書等の写し、又はその他の資料
- ③ 工事現場が確認できる位置図・図面等

工事請負契約書 年月日 発注者
---	---------------------------------------



「搬入カード」とは、発生土を搬入する時使用するICカードをいう。
受付時に、契約書・申請用紙等一式お渡しします。

検査結果の速報(電話にて)有りしたい、契約準備ができます。
受付時・速報時までには必ず、書式③搬入計画書関係を提出して下さい。

- * Iの予約受付は必要書類をFAX送信でも可とします。
 - * 検査費用38,000円(税込)は振込を基本として下さい。別添書式②事前分析検査申込書
 - * 契約搬入車両は

<ul style="list-style-type: none"> * 10t車/台 @8,100円 * 4t車/台 @3,240円 * 2t車/台 @1,620円 	} 別添書式③建設発生土搬入計画書
--	-------------------
 - * ステッカー・搬入カード借用及び送付伝票購入については別添書式⑨ステッカー・搬入カード借用及び送付伝票購入申込書
 - * 送付伝票は、契約後、搬入カードに機能付加する切替を平成22年9月1日から行います。切替後は、送付伝票が無効となることから新搬入カードと順次交換を行います。
 - * 搬入土量変更時は、「搬入量変更届」を提出して下さい。別添書式⑩
 - * 「建設発生土搬入完了届」により受入証明書を発行します。別添書式⑪⑫
 - * 貸与ステッカー・搬入カード及び未使用送付伝票は還付金請求書により、相当分を還付します。別添書式⑬
- 但し、搬入計画書に基づく搬入期間終了後、6ヵ月以後の精算がされないときは、契約書に基づき返還請求を放棄したものと見做します。
- 〒610-0121
 京都府城陽市寺田水度坂130番地 (一財)城陽山砂利採取地整備公社
 TEL0774-55-9506 FaX0774-55-9732 埋戻事業係
 URL <http://www.joyoyamajari.jp> (申請書等はHPからダウンロード可)
 E-mail umemodosi@joyoyamajari.jp